

4 気象予警報関係

種 類		基 準 値	
警 報	大 雨	表面雨量指数基準 (浸 水 害)	18
		土壌雨量指数基準 (土 砂 災 害)	145
	洪 水	流域雨量指数基準	沼川流域=8. 1, 高橋川流域=7. 7, 黄瀬川流域=38. 5, 戸田大川流域=11. 5, 新中川流域=9. 2
		複 合 基 準	沼川流域=(10, 7. 2), 狩野川流域=(14, 49. 5)
		指定河川洪水予報 による基準	狩野川 (徳倉)
	暴 風	平 均 風 速	陸上：20m/s、海上：25m/s
	暴 風 雪	平 均 風 速	陸上：20m/s、海上：25m/s、雪を伴う
	大 雪	12時間降雪の深さ	平地10cm、山地20cm
	波 浪	有 義 波 高	6. 0m
	高 潮	潮 位	1. 5m
記録的短時間大雨情報 (1 時間雨量)		110mm	

警報は、上記の基準に達する、或いは超えて、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。

2 気象等の注意報及び警報の発表・切替え・解除並びに発表細分区域

(1) 気象等の注意報・警報及び気象情報等の発表

静岡地方気象台が必要に応じて発表する。

(2) 気象等の注意報・警報等の切替え・解除

ア 注意報及び警報は、その種類にかかわらず、これらの新たな注意報、または警報が行われたときに切り替えられる。

イ 注意報または警報は、必要がなくなった場合には、当該注意報又は警報を解除する。

3 水防活動用の気象注意報・警報等

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨・高潮・洪水の注意報及び大雨・高潮・洪水の警報をもってこれに代える。

4 特定河川に対する洪水注意報・警報

水防法第10条及び気象業務法第14条の2により、天竜川下流、菊川、安倍川、狩野川及び大井川については、それぞれ国土交通省中部地方整備局の各担当工事事務所と静岡地方気象台共同で河川名を付し、氾濫注意報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報、氾濫発生情報を発表する。また、富士川洪水予報については、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台共同で河川名を付し、氾濫注意報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報、氾濫発生情報を発表する。

5 水防警報等

水防警報等は、次の水防関係等において発表する。

ア 水防情報は、県防災対策（水防）本部長（土木部河川班）が行う。

イ 水防法第10条により国土交通大臣が指定した河川の水防警報は、国土交通大臣（沼津河川国道・甲府河川国道・静岡河川・浜松河川国道の各事務所長）が行う。

ウ 知事が指定した河川の水防警報は県災害対策（水防）本部長（土木部河川班）、またはその指定に基づいて土木事務所長が行う。

6 火災気象情報

消防法第22条により、静岡地方気象台長は、火災の予防上危険であると認められる気象状況となったときは、その状況を知事に通報する。この通報を受けた知事は、直ちに市町村長に通報する。

7 通信途絶時の注意報、警報等伝達経路

障害等により通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた各機関の障害用FAXへ伝達する。このFAXによる経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線等の手段により伝達に努める。